

砂糖の仕向先変更促進対策事業の事務の取扱いについて

令和4年12月12日付4農畜機第4797号

第1 総則

持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3308号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業実施要領別記14(令和4年12月12日付け4農産第3465号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。)に基づく砂糖等の新規需要拡大対策事業のうち、砂糖の仕向先変更促進対策事業の実施については、交付等要綱及び実施要領に定めるもののほか、本規程に定めるところによる。

第2 事業実施計画の取扱い

独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)は、実施要領第3の2に定める事業実施者(以下「事業実施者」という。)から提出される実施要領第5の1に定める事業実施計画書を農産局長に提出する。事業実施計画書に変更又は中止若しくは廃止があった場合も同様とする。

第3 補助金の交付申請

- 1 事業実施者は、補助金の交付を受けようとする場合は、第2の規定による事業実施計画書の提出後に、実施要領別記様式第10号に定める「令和 年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金(砂糖の仕向先変更促進対策事業)交付申請書」(以下「交付申請書」という。)に、事業実施計画書の写しを添付し、理事長に提出するものとする。
- 2 事業実施者は、補助金の交付決定を受けた後、交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに別紙様式第1号の「令和 年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金(砂糖の仕向先変更促進対策事業)交付申請書(変更)」(以下「交付変更申請書」という。)に必要な書類を添付して、理事長に提出するものとする。

第4 交付申請書等の受理

理事長は、事業実施者から交付申請書又は交付変更申請書の提出があったときは、当該申請書の記載項目及び添付書類に不備がないと認めただうえでこれを受理するものとする。

第5 補助金の交付決定

- 1 理事長は、第4の規定により交付申請書を受理したときは、当該交付申請書の内容

を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付決定を行うものとする。

- 2 理事長は、前項の交付決定を行ったときは、別紙様式第2号の「令和 年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金（砂糖の仕向先変更促進対策事業）交付決定通知書」により事業実施者に通知するものとする。

第6 交付決定の変更

- 1 理事長は、第4の規定により交付変更申請書を受理したときは、当該交付変更申請書の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付決定の変更を行うものとする。
- 2 理事長は、前項の交付決定の変更を行ったときは、別紙様式第3号の「令和 年持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金（砂糖の仕向先変更促進対策事業）交付決定通知書（変更）」により事業実施者に通知するものとする。

第7 交付決定の取消し

理事長は、事業実施者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他交付等要綱等に定めるところに違反したとき及び本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

第8 補助金の概算払

- 1 事業実施者は、補助金の概算払を請求しようとする場合は、実施要領別記様式第11号に定める「令和 年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金（砂糖の仕向先変更促進対策事業）概算払請求書」（以下「概算払請求書」という。）を理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、前項の請求が適正である場合は、別紙様式第4号の「令和 年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金（砂糖の仕向先変更促進対策事業）概算払通知書」により事業実施者に通知するものとする。

第9 事業の実績報告

- 1 事業実施者は、当該年度に実施した事業の実績について、事業完了後速やかに、実施要領別記様式12号に定める「令和 年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金（砂糖の仕向先変更促進対策事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）」に、次に掲げる資料を添付し、理事長に提出するものとする。なお、実績報告書は概算払請求書を兼ねるものとする。
 - (1) 実施要領別記第1号別添で定められている事業実績報告書
 - (2) 実施要領第4の1に係る置替えが確認できる資料

(3) 実施要領第4の2について要した経費が確認できる資料

(4) 実施要領第4の3について要した経費が確認できる資料

- 2 理事長は、前項の実績報告書が適正である場合は、別紙様式第5号の「令和 年度 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金（砂糖の仕向先変更促進対策事業）実績 報告承認書兼精算通知書」により事業実施者に通知するものとする。

第10 補助金の返還

- 1 理事長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分 に関し、既に当該補助金を交付している場合には、期限を定めてその返還を命ずるも のとする。
- 2 事業実施者は、前項の規定により当該補助金の返還を命じられた場合には、その命 令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、年利 10.95 パーセントの 割合で計算した加算金を納付するものとする。

第11 報告及び調査

理事長は、この規程に定めるもののほか、補助金の交付に必要な限度において、当 該補助金の交付を受け、又は受けようとする事業実施者等に対し、必要な事項の報告 を求め、若しくは機構の職員にこれらの者の帳簿その他の物件を調査させることがで きるものとする。

附則（令和4年12月12日付4農畜機第4797号）

- 1 この規程は、令和4年12月12日から施行する。

別紙様式第2号

農畜機第 号
年 月 日

所在地
事業実施者名
代表者氏名

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長

令和〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金（砂糖の仕向先変更
促進対策事業）交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで交付申請のあった令和〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支
援事業補助金（砂糖の仕向先変更促進対策事業）については、下記のとおり交付するこ
とと決定しましたので、通知します。

記

①販売促進対策：_____円

②在庫保管対策：_____円

③溶糖促進対策：_____円

④補助金の交付決定額（①+②+③）：_____円

別紙様式第3号

農畜機第 号
年 月 日

所在地
事業実施者名
代表者氏名

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長

令和〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金（砂糖の仕向先変更
促進対策事業）交付決定通知書（変更）

令和 年 月 日付けで変更申請のあった令和〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支援
事業補助金（砂糖の仕向先変更促進対策事業）については、下記のとおり変更することと決
定しましたので、通知します。

記

	【変更前】	【変更後】
①販売促進対策	: _____ 円	_____ 円
②在庫保管対策	: _____ 円	_____ 円
③溶糖促進対策	: _____ 円	_____ 円
④補助金の交付決定額（①+②+③）	: _____ 円	_____ 円

別紙様式第4号

農畜機第 号
年 月 日

所在地
事業実施者名
代表者氏名

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長

令和〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金（砂糖の仕向先変更
促進対策事業）概算払通知書

令和〇年〇月〇日付けで概算払請求があった令和〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支
援事業補助金（砂糖の仕向先変更促進対策事業）については、下記のとおり概算払いするこ
ととしましたので、通知します。

記

- ①販売促進対策： _____ 円
②在庫保管対策： _____ 円
③溶糖促進対策： _____ 円
④概算払金額合計（①+②+③）： _____ 円

別紙様式第5号

農畜機第 号
年 月 日

所在地
事業実施者名
代表者氏名

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長

令和〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金（砂糖の仕向先変更
促進対策事業）実績報告承認書兼精算通知書

令和〇年〇月〇日付けで実績報告があった令和〇年度持続的畑作生産体系確立緊急支
援事業補助金（砂糖の仕向先変更促進対策事業）について、承認するとともに、下記のと
おり精算払い（返納をお願い）することとしましたので、通知します。

記

- ①販売促進対策： _____ 円
②在庫保管対策： _____ 円
③溶糖促進対策： _____ 円
④実績承認額計（①+②+③）： _____ 円
⑤既概算払額： _____ 円
⑥精算（又は返納（△））額（④-⑤）： _____ 円